



innoventier弁護士法人イノベンティア

企業法務相談室

（第52回）弁護士・理士・ニューヨーク弁護士 小和田 敦子

東京大学経済学部卒。同大学法学政治学研究科修士課程終了後、2004年弁護士登録。知的財産を専門分野とする法律事務所勤務、大手電気通信系企業の知財部勤務等を経て、弁護士法人イノベンティアに入所。2010年弁理士登録。2013年ニューヨーク大学ロースクールにてLLMを取得。2014年ニューヨーク大学ロースクールにてLLMを取得。企業(ドイツ)にてLegal Theory LLBを取得。企業クライアントを中心に知財分野などに関する法的アドバイスを行っている。

今回のご相談

近年、IoTやAIを活用していくこうという事業が増えつつあり、これまでより大量のデータを利用する場面が出てきています。このようなデータ利用に関し、顧客や消費者のプライバシーの問題が気になっています。企業として、消費者等のプライバシーに関する問題に対し、どのような対応をしていくべきでしょうか。

「プライバシーガバナンス」とは

日本におけるプライバシーに関する法令としては、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）があり、企業は、これまで、コンプライアンスの観点から、個人情報保護法の遵守に気を配ってきたと思います。しかし、パーソナルデータをビジネスに生かしていくためには、法令に規定されたことを守っていくためには、法令に規定されたことはないと言われています。総務省及び経済産業省作成の「DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.0（二〇二〇年八月）」¹（以下「政府ガイドブック」といいます）によれば、「企業は法令等遵守（コンプライ）を当然の前提としながらも、消費者やステークホルダーとのコミュニケーションを積極的にとり、能動的にプライバシー問題へ対応することが必要」であり、「社会に対し積極的に開示して説明（エクスプレイン）し、ステークホルダーとの対話を通じて、信頼を確保していく、コンプライ・アンド・エクスプレイン型への組織的な転換が求められている」と指摘されています。そして、政府ガイドブックでは、「プライバシーガバナンスについて、以下のとおり述べられています。

プライバシー保護の体制構築

「プライバシーガバナンス」実現のために、三要件が必要だととも、では、実際に誰がそれをやるのか？とりあえず、企業姿勢を明文化したとしても、その後継続的にプライバシーに関する対応を行うためにはどうすればいいのか？といった疑問が生じると思います。

企業のプライバシーガバナンスとは、プライバシー問題の適切なリスク管理と信頼の確保による企業価値の向上に向け、経営者が積極的にプライバシー問題への取組にコミットし、組織全体でプライバシー問題に取り組むための体制を構築し、それを機能させることができることが基本的な考え方となる。

経営者が取り組むべき三要件

要件一…プライバシーガバナンスに係る姿勢の明文化
組織の一貫した対応を可能とするプライバシー保護の軸となる基本的な考え方や、プライバシーリスクに能動的に対応していく姿勢を明文化し、組織内外に伝える。

要件二…プライバシー保護責任者の指名
組織全体のプライバシー問題への対応の責任者を担当幹部として指名し、要件一で明文化した内容を踏まえて、その実践を行わせる。

要件三…プライバシーへの取組に対するリソース投入
プライバシー問題に対応するための体制を構築し、そこに十分な人員を配置することや、人材育成、新たな人材の確保などの実施。

消費者との「ミニユニークーション

プライバシーは消費者の利害に直結する問題なので、政府ガイドブックでも指摘されているとおり、組織体制の構築だけでなく、消費者との継続的なコミュニケーションも重要です。企業の取組みや姿勢を公表するだけではなく、アンケートなどにより消費者のプライバシーに対する意識の変化などを把握しながら事業を行うことも有益です。

企業の「プライバシーガバナンスについて

（回答）「プライバシー」について考える必要性

政府は、「サイバー空間とフィジタル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」をSociety5.0として、その実現を目指としています。サイバー空間とフィジタル空間が高度に融合した社会は、人々の生活を豊かにする革新的サービスや技術をもたらしますが、他方、創造的なイノベーションにより、新たななりリスクを生じさせる可能性があります。そのリスクの一つとして、プライバシーの問題があるといわれています。

「プライバシーの権利」と聞くと、「生年月日や住所などの個人情報を漏洩されない」「みだりに顔写真や指紋をとられない」、「私生活を暴かれない」というようなことが思い浮かぶと思います。しかし、実社会では、「プライバシー」という言葉の定義にはつきりしたものがあるわけではなく、人によって「プライバシー」のとらえ方に差があつたり、極端な話、個人につわる情報であれば何でも「プライバシー」の範疇に入ってきてしまう可能性もあります。プライバシー権は、憲法一三条により保障されています。しかし、実社会では、「プライバシー」のとらえ方に差があつたり、極端な話、個人につわる情報であれば何でも「プライバシー」の範疇に入ってきてしまう可能性もあります。プライバシー権は、憲法一三条により保障されています。されないと解されていますが、プライバ

シー権の定義について憲法上明文があるわけではありません。元外務大臣有田八郎が、三島由紀夫の小説「宴のあと」によりプライバシーを侵害されたとして謝罪広告と損害賠償を求めた事件において、東京地方裁判所（東京地判昭和三九年九月二八日）は、プライバシー権を「私生活をみだりに公開されないとされる問題が多かった」と思います。しかし、IoTやAIなどの技術進展によって、例えば、「データ解析の結果、機械的に不当な差別的取り扱いを受けた」などという、これまで顕在化しなかつた新しいプライバシー権侵害の類型が考えられます。

このような状況のもとで、プライバシー権の侵害のケースというと、事業活動の中で集めた消費者の「個人情報」の「漏洩」という場合が多かつたと思われます。しかし、IoTやAIなどの技術進展によって、例えば、「データ解析の結果、機械的に不当な差別的取り扱いを受けた」などという、これまで顕在化しなかつた新しいプライバシー権侵害の類型が考えられます。

また、これまででは企業によるプライバシー権の侵害のケースというと、事業活動の中で集めた消費者の「個人情報」の「漏洩」という場合が多かつたと思われます。しかし、IoTやAIなどの技術進展によって、例えば、「データ解析の結果、機械的に不当な差別的取り扱いを受けた」などという、これまで顕在化しなかつた新しいプライバシー権侵害の類型が考えられます。

また、これまででは企業によるプライバシー権の侵害のケースというと、事業活動の中で集めた消費者の「個人情報」の「漏洩」という場合が多かつたと思われます。しかし、IoTやAIなどの技術進展によって、例えば、「データ解析の結果、機械的に不当な差別的取り扱いを受けた」などという、これまで顕在化しなかつた新しいプライバシー権侵害の類型が考えられます。

1 総務省（https://www.soumu.go.jp/menu-news/s-news/0lkiban18_01000098.html）